

無ノ沢治山工事実施設計業務入札説明書

東北森林管理局青森森林管理署の令和 7 年度無ノ沢治山工事実施設計業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 1 月 15 日

2 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官 青森森林管理署長 黒木 尚

3 業務概要

(1) 業 務 名 無ノ沢治山工事実施設計業務

(2) 履行場所 青森県東津軽郡外ヶ浜町字平舘石崎長屋形国有林 518 林班外

(3) 業務内容 溪間工 2 基と山腹工の測量設計業務

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで

(5) 入札方法等

ア 本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

イ 本業務は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく調基準価格又は業務の品質確保の観点から青森森林管理署長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。

ウ 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。

(6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

ア この申請の窓口及び受付時間は次のとおりとする。

(7) 受付窓口

〒038-0011 青森県青森市篠田 3 丁目 22-16

青森森林管理署 総務グループ

電話：017-781-0131

(イ) 受付時間

令和 8 年 1 月 16 日(金)から令和 8 年 1 月 29 日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

イ 電子入札システムで利用できる IC カードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請により申請を行い、承認された競争参加有資格者で IC カードを取得し、林野庁電

子入札システムに利用者登録を行ったＩＣカードとする。

- (7) 本業務は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 85 条の規定に基づく調査基準価格又は業務の品質確保の観点から青森森林管理署長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。
- (8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。
- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (10) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係る A 等級、B 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所があり、対象営業区域を青森県として登録している者であること。

- (5) 平成 22 年 4 月 1 日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること(設計共同体(「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成 11 年 5 月 24 日付け 11 林野管第 84 号林野庁長官通知)に基づく設計共同体をいう。以下同じ。)の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。))。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務(測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。)の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」(平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知)第 6 に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務の実績を有すること。

同種の業務：治山関係事業における工事の測量設計業務

- (6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあつては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあつては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者、又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

- (7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 69 条の 2 に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者

- (イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者

- (ウ) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であつて、卒業（上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者

- (エ) 社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録者（森林土木部門の登録に限る。）であつて、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者

イ 平成 22 年 4 月 1 日以降に、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者であること。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であつて、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

- (7) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。）及び技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (7) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (7) 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- ロ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- エ) 組合の理事

- オ) その他業務を執行する者であつて、ア) からエ) までに掲げる者に準ずる者

- (8) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (9) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (9) 当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、その記載内容が適正でない（未記載を含む）場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

- (10) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあつては、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和 5 年度から令和 6 年度の過去 2 年度に完成・引渡しが完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が 60 点未満でないこと。

イ 令和 6 年 4 月 1 日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が 60 点未満でないこと。

ウ 設計共同体にあっては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

- (11) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む）に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (13) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者は、上記(1)、(2)、(10)の要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記(1)、(10)の要件に適合するとともに、令和 7・8 年度の青森森林管理局における測量・設計コンサルタント等に係る A 等級（B 等級又は C 等級）の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

- ① 共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を上記 3 の(6)までに提出すること。
- ② 規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。【共同企業体の参加を想定している場合の記載】

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

上記 4 (2) の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、上記 4 (1) 及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による場合は、事前に承諾を得た承諾書を添付して、持参により2部提出すること。

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月29日（木）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(イ) 提出方法

電子入札システム申請書画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式1～5）、「技術提案書」（表紙、様式6～9）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は1通につき7MB以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を、電子メールで送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより技術提案書等として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出する書類の目録
- ・ 電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は次のとおりとする。

- ・ 青森森林管理署 総務グループ
電話：017-781-0131
メールアドレス：t_aomori@maff.go.jp

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式は、次のいずれかの形式によるものとする。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式）
- ・ 圧縮ファイル（LZH 形式）

イ 紙入札方式により持参する場合

(ア) 提出期間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月29日（木）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(イ) 提出場所

上記3(6)ア(ア)に同じ。

- (3) 技術提案書等作成説明会及びヒアリング
技術提案書等作成説明会については、原則として実施しない。
また、技術提案書のヒアリングについては、原則として実施しない。
- (4) 技術提案書等は、別添「技術提案書作成要領」に従い作成することとし、確認に必要な資料等の写しを添付すること。
なお、確認に必要な資料等の添付がない又は不足していることにより、競争参加資格等の有無が確認できない場合は、競争参加資格を認めないことがある。
- (5) 技術提案の評価
技術提案に対する評価は、東北森林管理局の技術審査会において行う。
- (6) 技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。
- (7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行う。
- (8) その他
 - ア 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された技術提案書等は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官等が承認した場合においては、この限りではない。

6 競争参加資格の通知等

- (1) 技術提案書等の提出者への競争参加資格の確認結果の通知は、技術提案書等の提出期限日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に電子入札システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により行う。
- (2) 競争参加資格の無かった者に対しては、理由を付して通知する。
- (3) 通知結果に対して不服がある者は、青森森林管理署長に対して、次に従い書面（様式は任意）により理由についての説明を求めることができる。
 - ア 受付期限
通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内。
 - イ 提出先
上記5（2）ア（イ）に同じ。
 - ウ 受付時間
休日等を除く午前9時00分から午後4時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
 - エ 提出方法
原則として電子メールによる（提出期限必着）。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者は、代表者又はそれに代わる者が持参すること。
- (4) 森林管理（支）署長は、上記（3）に掲げる理由についての説明を求める書面を受取った日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面により回答する。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本業務の総合評価落札方式は、次の方法により落札者を決定する方式とする。

ア 技術等に対する得点は、各評価項目の評価点とし、最大 60 点を付与する。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が 60 点とならない場合は、採点結果得点 60 点満点に換算する。

よって、技術点の最大が 63 点であることから、得られた技術点に $60/63$ を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分 (30 点) を乗じて得た値とする。

入札価格に対する得点 = 配分点 (60 点、30 点、20 点) $\times$ (1 - 入札価格 / 予定価格)

ウ 入札参加者に係る上記アとイの合計点による評価値をもって行うものとする。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力に関する事項

配置予定技術者の過去に担当した業務の成績、専任性、継続教育の状況等

イ 企業の実績に関する事項

低入札価格調査の実績、過去に契約した業務の成績、業務に関する表彰実績等

ウ 業務の実施方針等に関する事項

業務の理解度、実施手順の妥当性

エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度及び社会的要請に係る提案内容の的確性、実現性及び独創性

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

業務内容に対応した費用の計上、配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い、品質確保体制の確保、再委託先への適正な支払い

履行確実性を評価する場合の評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点合計 = (配置予定技術者の経験及び能力の評価点 + 企業の実績の評価点 + 業務の実施方針等の評価点) + (技術提案の評価点 $\times$ 履行確実性評価に基づく履行確実性度) < 履行確実性評価に基づく履行確実性度 : 1.00 ~ 0 >

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。上記(1)による評価値を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

・入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求

要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

イ 上記アにおいて、評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

ア 競争参加資格申請時に提示された技術提案については、業務完成後において、その履行状況について検査を行う。

イ 業務の検査において、競争参加資格申請時に提示された技術提案の内容のすべてを満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分には、業務完成後においても引き続き存続するものとする。

ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において実施方法等を指定しない部分の業務に関する受注者の責が軽減されるものではない。

エ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

オ 受注者の責により競争参加資格申請時に提示された技術提案の履行がされなかった場合は、国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領に基づき、履行されなかった評定項目1項目につき、業務成績評定の点数を3点ずつ減ずるとともに見直し評価を行い、当該評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、当該違約金額は入札価格の10%を上限とし、この取扱いについては、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。

(5) 技術提案の履行確実性に関する評価

ア 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」の3に示す他、以下のとおりとする。

イ 履行確実性に関するヒアリング

(7) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、調査(品質確保)基準価格未満の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

(イ) ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

(ウ) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査(品質確保)基準価格に満たない者には、開札後、速やかに技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先：上記5(2)ア(イ)に同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：原則電子メールにより提出すること。

- (エ) 履行確実性の確認資料の提出拒否や提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とし、「工事請負契約指名停止等措置等措置要領の制定について」に基づき指名停止措置を行うことがある。
- (オ) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。
- (カ) 提出された追加資料の差し替えおよび資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料が無い場合は、資料の不備として無効とする。

(6) その他

ア 評価基準等詳細については、別添「技術提案書作成要領」のとおりとする。

イ 賃上げ表明をした受注者において、事業年度により賃上げ表明した企業は当該事業年度の「法人事業概況説明書」を決算月（表明書に記載の事業年度の終了月）の末日から記載して3ヶ月以内、暦年により賃上げを表明した企業においては当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の3月末までに提出とし、従業員への賃金引上げ実績整理表及び添付資料を電子メール又は郵送で、期限内に下記送付先に提出すること。

なお、具体的内容や提出様式等については東北森林管理局ホームページから情報等入手すること。

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatou_osirase/tinage.html)

送付先：〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16

東北森林管理局 経理課

電話：018-836-2084

メールアドレス：t_keiri@maff.go.jp

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。

ア 受領期限 令和8年1月16日（金）から令和8年2月18日（水）まで。

イ 提出先 上記5(2)ア(イ)に同じ。

ウ 提出方法 原則として電子メールによる（提出期限必着）。

ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者は、代表者又はそれに代わる者が持参すること。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は東北森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatou_osirase/nyusatsusetsumei_hitsumon_kaitou.html)

9 入札及び開札の日時、場所等

入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情があり発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名、業務名を記載して持参すること。郵送等による提出は認めない。

- (1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 8 年 2 月 24 日（火）16 時 00 分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和 8 年 2 月 20 日（金）の午前 9 時 00 分からとする。
- (2) 紙入札により入札をする場合は、令和 8 年 2 月 25 日（水）10 時 00 分までに青森森林管理署会議室へ入札書を持参すること。
- (3) 開札は、令和 8 年 2 月 25 日（水）10 時 00 分に青森森林管理署会議室にて行う。ただし、入札及び開札日時に変更等がある場合は、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時等を通知する。
- (4) 紙入札による競争入札の参加に当たっては、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。
また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、当該電子入札システムに接続している機器の前で暫く待機すること。
なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況等を電話等により連絡する。
- (7) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金

納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、本業務に係る契約保証金の額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

- (3) 落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び

認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※電子証書等電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

前払金の保証について、前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

11 積算内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得て紙入札とした場合は、入札書とともに持参すること。

積算内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間

9(1)と同じ期間に、入札書とともに提出すること。

(イ) 提出方法

電子入札システムの積算内訳書添付フィールドに積算内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、ファイル容量が10MBを超える場合には、積算内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより積算内訳書として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出する書類の目録
- ・ 電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は上記5(2)ア(イ)に同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる積算内訳書のファイル形式は、5(2)ア(ウ)と同じ形式で作成

すること。

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間

入札の締め切り日時となる 9 (2) と同じ日時及び場所に、入札書とともに持参すること。

(イ) 提出方法

積算内訳書は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名又は自筆署名の上、入札書とともに提出すること。

(2) 提出された積算内訳書は返却しない。

(3) 入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

この場合、「工事請負契約指名停止等措置要領」第 1 第 1 項の規定に基づく指名停止又は第 10 の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において上記 4 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 調査基準価格を下回った場合の措置

上記 7 (3) イに示す落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期限の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

ア その価格により入札した理由

- イ 積算内訳書
- ウ 直接測量費、間接測量費、直接原価、その他原価、一般管理費等の内訳
- エ 配置予定技術者名簿
- オ 契約対象業務に関連する手持ち業務の状況
- カ 手持ち機械の状況
- キ 過去に施工した業務名及び発注者
- ク 過去に受けた低入札価格調査対象業務
- ケ 安全管理に関する資料
- コ 財務諸表及び賃金台帳
- サ 誓約書
- シ 誓約書その他、契約担当官等が必要と認める資料

- (2) 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じないといった調査に協力しない場合は、本入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

- (3) 契約担当官等が、次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じないといった調査に協力しない場合は、本入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ア 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等
積算根拠

- イ 販売店等の作成した見積書等
- ウ 手持機械の状況の写真
- エ 賃金台帳等
- オ 過去3ヵ年の財務諸表
- カ 資料提出時における社員すべての名簿

- (4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該業務の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査マニュアル」（平成21年4月22日付け21東経第44号局長通知）によるものとする。

15 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(5)について実施するものとする。なお、(1)、(3)及び(5)の資料については、低入札価格調査に係る資料と合わせて提出するものとする。

(1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施後に第三者による照査を受注者の負担において実施するものとする。

また、受注者は、照査結果の報告時に第三者照査者の同席を求めるものとする。

なお、照査を行う第三者については、4に掲げる項目（(9)、(10)及び(11)を除く）を満たすものとする。

(2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐するものとする。

また、作業内容を記録、押印した日誌を、事業所に備え付けるものとする。

(3) 配置予定管理技術者とは別に、以下のアからウまでのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の「増員担当技術者の経歴等」「増員担当技術者の同種業務の実績」、「増員担当技術者及び配置予定管理技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」、増員担当技術者及び配置予定管理技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出することとする。

その上で、すべての要件を満たす増員担当技術者を配置することが確認できない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

また、受注者が義務付けられた事項を適切に実施できない場合は、入札に関する条件に違反した入札と判断し、不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ア 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種業務について同一件数以上の実績を有する者

イ 配置予定管理技術者の保有している全ての資格を有している者

ウ 増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

(4) 業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(3)により増員配置した担当技術者が出席するものとする。

(5) 当該業務の不備により青森森林管理署に損害を与えた場合受注者の責任において損害補填する旨を明記した代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

16 品質確保基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が品質確保基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出を求め落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期限の延期は行わない。

(1) 品質確保基準価格を下回った場合は、「15 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものとする。なお、上記15(1)、(3)及び(5)の資料については、連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く）に提出するものとする

(2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

17 契約書の作成等

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたく紙での契約手続きを希望する者または、電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には紙契約方式に変更する場合がある。その場合、落札者決定後速やかに分任支出負担行為担当官等に連絡しなければならない。

紙契約方式になる場合、使用する契約書は別冊契約書案により作成するものとし、以下のとおりとする。

- (1) 契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別冊契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに、分任支出負担行為担当官等が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、分任支出負担行為担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。
- (5) 分任支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

18 支払条件

- (1) 前金払の有無：有
- (2) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び甲の解除権行使に伴う違約金の額については、業務請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第51条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

19 その他

- (1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書（案）を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (2) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、技術提案書等に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置することとし、契約時において予定管理技術者及び照査技術者の変更は、原則として認めない。
- (4) 電子入札システム
 - ア 電子入札システムは、休日等を除く9時から17時まで稼働している。
 - イ 電子入札システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」

を参考とすること。

ウ 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時から16時

電話番号：048-254-6031

FAX番号：048-254-6041

E-mail：help@maff-ebic.go.jp

エ 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合は、通知、通知書及び受付票を送信時に発行するので、必ず確認を行うこと。

(5) 業務標準仕様書については、東北森林管理局ホームページの〈 公売・入札情報〉各種要領及びマニュアル〉工事及び業務の標準仕様書を参照すること。

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html)